

# 五戒と Pātimokkha

池山賢二

初期仏教に於ける戒律の萌芽を何に求めるにせよ、その具体的簡条はジャイナ教の禁戒と関連あるものと考えられている。

Pātimokkha との関連を探るには、複数の簡条がまとまった形態のもので対照していかないと困難である。ままとまった形態のものとして第一にあげられるのは五戒であろう。

一般に五戒には、二つの意味があると考えられる。一つは八斎戒とともに、在家信者の守るべき徳目としてであり、もう一つは律蔵の Pātimokkha の源流とすべきである。学処 (sikkhapada) である Pātimokkha は僧伽成立後の出家修行者の生活・修行規則として、絶対的な威力をもっている。時間的には、Sn, Dh, 等の最初期經典から律蔵への流れが考えられる。しかしこれらの經典に示される教え、と律蔵の学処との間には、規則としての性格においても、修行実態においても異質なものを感ぜざるを得ない。そして、形態として中間に位置するであろう五戒についても、出家修行者の為の教えという点からは、明確な存在理由が見出しにくい。五戒の内容である簡条が仮に、ジャイナ教から依用したものとしても律蔵の Pātimokkha の初期形態として、五戒なるものが存在していたわけではないだろう。しかし「Pātimokkha 中に五戒の簡条が核として存在しており、それには別の過程があったと考えられる。

パーリ經典相應部に五戒の簡条が、いくつか示されているので、その扱い、闕説事項を含めて考察して行く。

## 五戒

闕説者	行為者	名称	簡条内容
A (比丘等)	家主(居士) 聖弟子 ariyasāvaka	五畏罪 pañca bhāyāni verani.	殺生
			阿那律・五種法具する女人・五種の法 Anuruddha paccāhi dhammehi samanngāla natugāma
C (比丘等)	五種法具する女人	五種の法	殺生を避くる
			殺生を避くる
A' (Aに全同)	居士 gahapati	五の怖畏 pañcābhāyāni verani	殺生
			摩訶男 Mahānāmo
E (十戒七戒)	優婆塞 upāsaka	戒(具足) sīlasampanno	殺生を離し
			pativāto
F (居士)	聖弟子 gahapati	自利の法門 attūpanāyikoḥ....	avocappasādama
			聚落主 gāmanī
G (聚落主)	人 gāmanī	貪欲・失心・邪見者 abhiññātu...	貪欲・瞋恚・邪見
			私(仏陀) ānāma
H (聚落主)	私(仏陀) ānāma	貪欲・瞋恚・邪見 abhiññam	
			七番目以下簡条内容

五戒に対する表現

・ 閩説事項

・ 果

A 五畏罪静められ・四預流支を具足し、慧によりて聖法をよく見、知る時…自身により自身を記説せん；決定して正覚に到る

B 五種の法を具する女人は、命終りて後…*niṛayam upapajati*

C 五種の女人は、無所畏にして家に住す  
*visarado agāram ajhāvasati.*

A に全同。…*vīpasantāni ca honti. ca honti. ca honti. ca sotā. A' patiyāngēhi samannāgato hoti…suddhiho…sambodhiparāya-no.*

E 仏法僧に帰依するから優婆塞とする。戒・信・施・慧を具足す  
*Buddham saraṇam gato hoti…saddhāsampanno…cāga…paṭ-hā…*

F /七正法を成就するが故に、比四の願はしき処によりて決定正覚  
*F…paṭivirato/saddhammeḥi samannāgato…ākaṅkhiyehi tīṇe-hi…*

G 善趣・天界・離去処・悪趣・極墮処・地獄  
*sugātiṃ saḍḍham…/apāyaṃ duggātiṃ vinipātāni*

H 身壞れ、命終りて後、離去処…地獄に墮つと、それを亦知る。  
*H kāyassa dhedaḍḍā param maraṇā apāyaṃ…upapajati taṅca pa-jānāmi*

注 A、A'：四預流支、F：四つの願はしき || 聖者に称讃せらるる戒 (Ariyakantehi silehi) と三寔くの証淨 (aveccappasāda) を具足する。

如上の対照から、五戒と Vinaya の pāṭimokkha との関連に絞って考察する。

1 五戒 (paṭicasīla) とごう名称は、經の表題としては見られ

五戒と Pāṭimokkha (池 山)

るが、文中には出ない。

2 A、A'、F の *ariyasāvaka* は、F 中「我妻 (*me dāresu*)」という表現から、在家信者とも思われるが、善趣天界に趣くのではなく、決定正覚する、となっている。

3 A、A'、F では、五戒七戒の箇条を守った上で、更に *ariyaka-nēhi silehi* を具足することになるこの表現は、単独で、相応部經典中に多出するが、五戒七戒以外の *sīla* の設定が考えられる。

4 E は *upāsaka* とあるが、このみ、*sīla* の名称がつかわれており、前後の閩説事項も理解しやす。

語の用法や法の組織の点でより厳密な対照が可能であり必要でもあるが五戒の箇条が Pāṭimokkha の核となったという見方に立てば、E が最も自然であり、五戒が主在家信者が守るべき箇条を指すのに使われていたとも考えられる。五戒という単位に於いては本来的に在家信者のものである。僧伽の成立発展に従って、他律的な要素を含んだ Pāṭimokkha が制定されるにあたって初めて出家修行者の学処の一部となり、形式的には中核の位置を占めるに到ったのではないだろうか。

(大谷大学大学院)